

モニタリング結果表

公の施設名	登米市中田総合体育館	所 管 課	生涯学習課
施設の所在	登米市中田町宝江黒沼字浦38番地3	電 話	0220(34)7302
指定管理者	特定非営利活動法人 登米市体育協会 (代表) 会長 佐々木 猛		
指 定期間	令和3年4月1日～令和6年3月31日	設置条例名	登米市体育施設条例

1 利用状況

(1) 利用状況

項 目	平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 実績	備考
稼働(開館)日数	359	332	245	310	359	
利用件数	3,098	3,527	1,760	843	819	
内減免件数	2,465	2,294	1,118	824	794	
利用者数	75,580	70,122	22,750	30,893	41,783	

(2) 施設管理以外で仕様書に定める事業の実施状況(例:公民館事業)

事業名	平成30年度 実績		令和元年度 実績		令和2年度 実績		令和3年度 実績		令和4年度 実績		備考(内容)
	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数	
実績はありません											

2 項目別評価

評 価 大 項 目				指定管理者 評価	所管課 評価
(総括1) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られているか				A	A
中項目	(1) 利用者の平等な 利用の確保	小項目	①利用者に対して公平に利用機会を提供しているか	A	A
			②利用料金の減免手続きを適切に行っているか	A	
			③利用者の意見要望を把握し、適切に対応しているか	A	
			④利用者層拡大、利用者数増加の取組を行っているか	A	
	(2) サービス向上の 具体的な手法及び期 待した効果	小項目	①利用者へのサービス向上のための取組を行っているか	A	A
			②社会体育振興のための施設の機能を活用した取組を行っているか	A	
			③施設情報の提供に係る広報の取組を行っているか	A	
			④地域や関係団体との連携を行っているか	A	
指定管理者の自己評価			協定書に基づいて施設の管理運営を行った。年度末に新年度の主要な大会等の利用について利用希望調査を実施し、利用調整を行いながら多くの利用者に施設を利用していただけるように配慮し、多くの方に利用していただいた。		
施設所管課による評価			利用者の要望により開館時間を変更するなど、利用しやすい環境を整えたことは水準以上と評価できるが、総合的には水準どおりである。		
(総括2) 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られているか				A	A
中項目	(1) 施設の適切な維持 管理	小項目	①設備の保守点検や清掃、警備、衛生管理、環境整備等の維持管理業務を適切に行っているか	A	A
			②個人情報保護対策は適切に行われているか	A	
			③省エネ、ゴミの抑制、リサイクルの推進等の環境負荷低減の取組を行っているか	A	
			④施設の安全確保のための取組を行っているか	A	
			⑤損害保険等必要な保険に加入しているか	A	
	(2) 施設の管理運営 経費	小項目	①収支計画書と比較して収支状況は適正か	A	A
			②管理業務効率化・管理経費縮減の取組を行っているか	A	
			③収入確保の取組を行っているか	A	
指定管理者の自己評価			施設管理において、専門的な知識や技術を要する業務については専門業者へ委託し、保守点検・管理を行っている。また、施設管理運営委員会を中心に施設の管理運営への提言や整備等に関わるボランティア協力により経費の節減ができ、修理修繕を要する施設・設備の整備費に充用することが可能になるなど効率的な管理を行っている。		
施設所管課による評価			計画以上の修繕を行いながら収支黒字を維持したことは水準以上と評価できるが、総合的に仕様書に定めるとおりの管理内容となっていることから水準どおりと評価した。		

評価大項目			指定管理者 評価	所管課 評価	
(総括3) 公の施設の設置目的を達成するために事業計画等に沿った管理を安定して行う能力を有しているか			A	A	
中項目	(1) 安定的な運営が可能となる組織力	小項目	①施設管理の運営に関する基本的な考え方を持っているか	A	A
		②施設の管理運営を行うための適切な人員体制となっているか	A	A	
		③施設の管理運営に関わる従業員の労務管理は適切か、また福利厚生の充実を図っているか	A	A	S
		④施設の管理運営に関わる従業員の指導育成は計画どおり行っているか	A	A	
		⑤緊急時の危機管理体制は整備されているか	A	A	
(2) 安定的運営が可能となる経理的基盤	小項目	①団体の財務状況は健全か	A	A	S
		②経理規程等が整備され、指定管理業務に係る経費が適切に管理されているか	A	A	S
		③団体としての監査体制があり、適切に監査を行っているか	A	A	A
指定管理者の自己評価		利用団体や地域住民の代表からなる施設管理運営委員会と連携を取り、施設利用者と指定管理者が共通の認識を持って、より一層のニーズに合った管理運営につなげられた。			
施設所管課による評価		退職金制度に加入していることや、税理士の指導を受けていることは水準以上と評価できるが、総合的には仕様書に定めるとおりであることから、水準どおりと評価した。			
(総括4) ※その他施設の設置目的を効果的に達成するために必要と認める事項					
中項目	(1) ※市が評価項目を設定していた場合、又は指定管理者が申請時に提案した内容がある場合は、この欄に記載し、評価を行う。	小項目			
	(2)	小項目			
指定管理者の自己評価					
施設所管課による評価					

3 総合評価

総合評価	指定管理者による総括自己評価		施設所管課による評価	
	評価		評価	
A		利用団体や地域住民の代表からなる「施設管理運営委員会」を実施することで、利用者の声を迅速に反映でき、効率的な施設管理を行うことができた。施設の老朽化に伴い、修繕が必要になった部分については、市と協議をしながら、可能な範囲の修繕については対応し、利用者が利用しやすい環境を整えてきた。新型コロナウイルス感染者が少なくなってきたため、施設の利用人数は少しずつ増加傾向にある。マスクの着用、手指消毒の協力を呼びかけ適切な感染対策を行っていただくよう施設利用者へ対応をお願いした。	A	利用者の要望により開館時間を変更するなど、利用しやすい環境を整えたことや、計画以上の修繕を行いながらも収支黒字を維持したことなど水準以上と評価できるものもあるが、概ね仕様書に定めるとおりの管理体制などであることから水準どおりと評価した。